

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年2月24日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 財政援助団体等監査（前期）(25 監査第 15 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項：団体関係)</p> <p>1 団本部の会計処理基準について作成すべきもの (報告書 4 ページ) 平成 24 年 4 月に改正した「長野市消防団経理基準」(以下「経理基準」という。)は、分団、音楽隊及び女性部の会計処理方法を統一したものであり、団本部の会計処理については謳われていない。現在、団本部の会計処理基準については、明確に整備されたものがない状況である。 適切な執行は、明確な基準のもと行われるものであるから、早急に会計処理基準を作成されたい。</p> <p>2 会計処理上の責任体制を整備すべきもの (報告書 5 ページ) 運営費の収入・支出伺命令書において、主務者及び決裁者が警防課職員となっており、書類上、消防団長の決裁行為が確認できなかった。消防団長への伺いは、口頭で行っているとのことであるが、会計処理上の責任体制が明らかにできる書類を整備すべきである。 早急に改善されたい。</p> <p>3 収入について</p> <p>(1) 戻入処理を適正に行うべきもの (報告書 5 ページ) 旅費や研修費の過誤払分において、歳出した科目に戻入せず、歳入の雑入とし収入処理している事例が散見された。 過誤払分を返納するときは、当該支出した経費に戻入するよう適正な処理を行われたい。</p> <p>(2) 適切な収入科目を設けるべきもの (報告書 5 ページ) 長野県消防協会や共済基金等、他団体からの各種助成金の収入において、収入科目を雑入とし処理している事例が見受けられた。 雑入とは、他のいずれの科目にもあてはまらないものを管理するための科目であり、特</p>	<p>団本部の会計処理基準を作成し(平成 25 年 12 月 1 日)、団本部の会計処理について明確な基準を設けることで、改善を図った。 (長野市消防団)</p> <p>運営費の収入・支出伺命令書に消防団長の決裁枠を設ける等、書式を見直し(平成 25 年 5 月 2 日)、決裁行為の確認と会計処理上の責任体制を明らかにできるよう、整備、改善を図った。 (長野市消防団)</p> <p>団本部の会計処理基準を作成し(平成 25 年 12 月 1 日)、旅費や研修費の過誤払分について、当該支出した経費に戻入するよう、改善を図った。 (長野市消防団)</p> <p>長野県消防協会や共済基金等の特定事業に対する各種助成金は、会計上、区分することが適切であることから、団本部の会計処理基準を作成し(平成 25 年 12 月 1 日)、適切な収入科目を設けることで、改善を図った。 (長野市消防団)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 財政援助団体等監査（前期）(25 監査第 15 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項：団体関係)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>定事業に対する各種助成金は、会計上、区分することが適切である。</p> <p>予算編成時に見込める歳入については、適切な科目を設けられたい。</p> <p>4 支出について</p> <p>(1) 領収書等（証拠書類）を整備、保存すべきもの (報告書 5 ページ)</p> <p>分団へのポンプ操法手当、ラッパ吹奏訓練手当の支出において、受領の確認できる書類が添付されていなかった。消防団長から分団長へ、現金で手渡しているとのことであるが、収受を明確にするための受領書等が必要である。</p> <p>また、弔慰金の支出において、支払を証する書類が添付されていなかった。領収書が徴取できない場合は、目的に沿った支出であることを証するための支払証明書を作成することが適切である。</p> <p>受領書や支払証明書等証拠書類の整備、保存を徹底されたい。</p> <p>(2) 適切な科目から支出すべきもの (報告書 5 ページ～6 ページ)</p> <p>団本部会議や研修の昼食代を雑費から支出している事例が見受けられた。雑費は、他のどの科目にも当てはまらないものや一時的な費用で特に科目を設ける必要のないものについて管理するための科目であり、当該経費は、会議費や食糧費から支出することが、会計管理上適切である。</p> <p>予算編成時に、あらかじめ必要な科目等を設け、適切な科目から支出するよう努められたい。</p>	<p>分団へのポンプ操法手当及びラッパ吹奏訓練手当について、消防団長から分団長へ現金で手渡していたが、収受を明確にするため、分団口座へ振り込むこととし、改善を図った。</p> <p>また、弔慰金の支出においては、支払を証する書類を添付していなかったことから、支払証明書を作成するとともに、受領書や支払証明書等証拠書類の整備、保存を徹底することで、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(長野市消防団)</p> <p>団本部会議や研修の昼食代を雑費から支出していたが、会議費や食糧費から支出することが、会計管理上適切であることから、団本部の会計処理基準を作成し（平成 25 年 12 月 1 日）、会議費等の科目を設け、適切な科目から支出することで、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(長野市消防団)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 財政援助団体等監査（前期）(25 監査第 15 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項：団体関係)</p> <p>(3) 別会計を適正に管理すべきもの (報告書 6 ページ) タクシーの使用料において、使用料金等の把握に便利であるという理由から、「タクシー会計」を別口座で管理し、毎月の使用料金に関わらず、一定金額を定期的に「タクシー会計」へ入金していた。しかしながら、「タクシー会計」において収入・支出伝票の作成及び決裁行為、決算報告及び年度末の繰越処理が行われていなかった。会計管理を適正に行われたい。</p> <p>5 分団の経理基準等の整備について 分団における会計処理の統一を図るため、平成 24 年 4 月に改正された経理基準の主な変更点は、次のとおりである。 ア 帳簿及び決算書類等の処理方法、様式を全分団統一する。 イ 収入及び支出処理は、原則として指定する項目で行う。 ウ 会計監査は、方面隊長が実施後、副団長の再監査を受ける。 消防団長へ提出された 74 分団の平成 24 年度決算書、監査報告書及びその他の添付書類について、改正された経理基準に基づき適正に実施されているか確認した。</p> <p>(1) 提出すべき決算書類等を明確に記載すべきもの (報告書 6 ページ) 決算書については、概ね経理基準に定められた様式第 3 号で提出されていたが、金銭出納帳（様式第 1 号）及び通帳の写しを添付していない分団が見受けられた。経理基準には、消防団長へ提出すべき決算書類等について具体的に記載されていないが、金銭出納帳や通帳の写しは、方面隊長及び副団長が確実に会計監査を実施したことの証拠書類でもある。 消防団長へ報告する会計監査報告書に、提出すべき決算書類等を経理基準に明記されたい。</p>	<p>タクシー会計口座を廃止し（平成 25 年 10 月 3 日）、タクシーの使用料は運営費口座において一括管理とし、収入・支出伺命令書にて決裁を受け、支出するよう改善を図った。 (長野市消防団)</p> <p>消防団長へ提出すべき決算書類等について、分団経理基準を見直し（平成 26 年 1 月 1 日）、決算書類として金銭出納帳及び通帳の写しを提出するよう明記し、改善を図った。 (長野市消防団)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 財政援助団体等監査（前期）(25 監査第 15 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項：団体関係)</p> <p>(2) 照合結果について確認すべきもの (報告書 6 ページ) 経理基準第 6 の 2 「正副会計担当は、原則として毎月 1 回は正副分団長と、通帳、金銭出納帳及び貼付用台帳の照合を行うものとする。」と規定しているが、照合結果については、書類上確認できなかった。 正副分団長が照合したことを、団本部で確認できるよう検討されたい。</p> <p>(指摘事項：所管部局関係)</p> <p>1 消防団運営費の交付要綱等の作成について (報告書 7 ページ) 消防団運営費は、消防団の運営に要する経費に充てるための交付金であり、その交付額は予算の範囲内で交付している。しかしながら、いずれの交付金についても、交付要綱及び要領等は作成されていない。 交付金の妥当性や効果の確認をするためにも、基準となる交付要綱等の作成について検討されたい。</p> <p>2 旅行命令書を適正に作成すべきもの (報告書 7 ページ) 松本市で行われた研修会へ職員と団本部員が参加するにあたり、旅行命令書が作成されていなかった。また、消防団主催の視察研修旅行（1泊2日）への同行旅行において、旅行命令書の職員課合議がされていなかった。 旅費の手引きに基づき、適正な事務を行われたい。</p>	<p>分団の経理基準を見直し（平成 26 年 1 月 1 日）、 「正副分団長は会計照合確認表（様式第 6 号）及び通帳に確認印を押印し、監査時、監査書類として、会計照合確認表を提出する」と明記し、団本部において確認できるよう改善を図った。 (長野市消防団)</p> <p>消防団運営費の交付要綱等の作成については、現在、消防団本部と調整、検討しており、作成中である。 (消防局警防課)</p> <p>旅費の手引に基づく適正な事務の遂行と、決裁時の確認を徹底することで改善を図った。 (消防局警防課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 財政援助団体等監査（前期）(25 監査第 15 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>第 6 意見</p> <p>団本部の会計処理については、前段で指摘したとおり会計処理基準が整備されていない。については、明確な基準を設けることにより、改善すべき内容が明らかになることから、会計処理基準の作成は急務である。</p> <p>分団の会計監査については、平成 24 年 4 月に改正した経理基準に基づき、方面隊長及び副団長の監査が実施されたことを確認した。今後とも、団本部が分団に対し、また、消防局が消防団に対し、適切な指導監督体制のもと、更に実効性のある監査となるよう経理基準の見直しを継続されたい。</p> <p>現在、団本部と市消防局の会計処理事務を同じ職員が担当し、事務量も膨大なものとなっている。団体、市の会計を区分し、適正な会計処理事務及び事務の軽減を図るために、団本部専任の会計事務担当者の配置等体制の整備を検討されたい。</p> <p>消防団交付金は公金であることを認識し、消防団としての明確な基準のもと、適切な執行に努められたい。</p>	<p>団本部の会計処理については、「長野市消防団本部経理基準」を作成し（平成 25 年 12 月 1 日）、明確な基準を設けた。</p> <p>また、分団等の会計処理基準についても見直しを図り（平成 26 年 1 月 1 日）、監査上必要な書類等の提出について明記した。</p> <p>今後とも、団本部が分団に対し、また、消防局が消防団に対し、適切な指導監督ができるよう、経理基準の見直しを継続しながら適正な会計処理に努める。</p> <p>職員体制については、現在、団本部と消防局の会計処理事務を同じ職員が担当しており、事務量も多いことから、市と団本部の事務を区分し、適正な会計処理及び事務の軽減を図れるよう、団本部と検討を進めるとともに、団本部の会計事務担当者の配置についても、職員課と協議を図っていく。</p> <p>今後も、消防団会議等の機会に会計研修を実施するなど、消防団交付金は公金であることを認識していくとともに、消防団本部及び分団の会計処理基準に基づき、消防団交付金の適切な執行に努める。</p> <p style="text-align: right;">(消防局警防課)</p>